

改正 昭和49年6月17日規則第16号

（目的）

第1条 この規則は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等に特別の定めがあるもののほか、市が交付する補助金等の交付の申請及び決定等に関する基本的事項を定め、これに係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）補助金等 市が、市以外の者に対して交付する補助金、助成金及び交付金をいう。
- （2）補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3）補助事業者等 補助事業等を行うものをいう。

（補助事業者等の責務）

第3条 補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市民から徴収された税金その他貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等交付の目的に従い、公正かつ効率的に使用することにより、市民の福祉に寄与し、市行政に貢献するよう努めなければならない。

（交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に事業計画書及び予算書を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金等の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において速やかに交付の決定をしなければならない。

- 2 補助金等の交付の決定をする場合は、市長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

（決定の通知）

第6条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金等の交付を申請した者に通知しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第7条 補助金等の交付申請をした者は、補助金等交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に補助金等の交付申請の取下げをすることができる。

- 2 補助金等の交付申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

（状況報告）

第8条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者等に補助事業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（計画変更）

第9条 補助事業者等が、補助金等の交付決定通知を受けた後において補助事業等の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、若しくは補助事業等の廃止又は中止の承認を受けたとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から30日以内に補助事業等実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金等の交付）

第11条 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者等の請求により補助金等の交付をするものとする。

2 補助事業者等が補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず補助事業の完了等の前に補助金等の全部又は一部を前渡しすることができる。

(帳簿等の備え付け)

第12条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金等の使途を明らかにしておかなければならない。

(検査)

第13条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者等の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金等の返還)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この規則若しくは補助金等の交付の決定をする場合に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業等中止又は廃止したとき。
- (4) 補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- (5) その他補助金等の運用を不相当と認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年6月17日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。